

事業者・労働者の営業・暮らし破壊の委託事業に未来はない

焼却炉等の破損の増加⇨市税による修繕費の増加、③税申告できない諸経費収入の存在⇨脱税などが

疑われるため、ゴミ混合はあつてはならないことなのです。

不正行為働いても入札参加◎、業務受注◎

『ゴミ混合』が発覚した以上、本来なら家庭ゴミ収集運搬の許可取り消しにとどまらず、昨年11月22日に行われたH29年4月1日以降の収集運搬業務の入札への指名停止となるような事態です。

幕引き測れず、課題残す

しかし、これで幕引きではありません。小田桐市議の質問への検討課題が残っています。①従業員からの聞き取り調査、②外部監督官の配置、③GPSの全車搭載、④入札下限値の導入など他市で当然実施している不正防止策への着手が残っています。

日本共産党市議団は、収集運搬業務の入札を控えた時期に公正・公平・透明性の確保に一政党が深くかかわることの問題点も踏まえ、独自調査の結果の告発にとどめ、行政判断を見守りました。

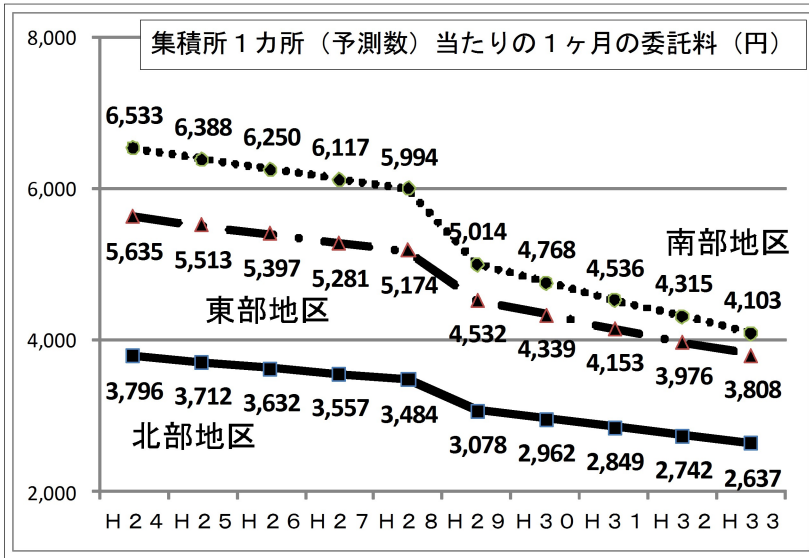
市では、再発防止が組織的にできていることや、不正行為を社長

業務は年々過密なのに、委託料は大幅減

不正の背景は、収集業者だけの問題ではありません。

流山市では、市長が無制限の競争入札を導入。一方で、人口・住宅の増加から、集積所数は市の予測を超え増加しています。ごみ収集の業務は年々過密になるのに、H24～33年度の10年間で委託料は各地区で3～4割減少しているのです。

小田桐市議は、委託費大幅減の結果、「現場労働者や委託事業者にしわ寄せされ、不正行為で誤魔化さざるを得ないとすれば、行政ぐるみの法違反」と厳しく指摘し、是正を迫りました。



市議

小田桐たかし

無制限

市長の単価切り下げ政策が根本原因

ゴミ収集
不正!?

うやむやにされたくない

昨年8月、「家庭ゴミの収集・運搬を市から受託している事業者が、家庭ゴミ以外のゴミと混同し、処理している疑いがある。他市議に相談したが、窓口への問い合わせで終わってしまった。うやむやにされたくない」と告発を受けた党市議団。独自調査にもとづき市へ事実解明と実態調査を求めました。

あつてはならないゴミ混合が発覚

昨年8月26日、対象業者から口頭による聞き取り、29日報告書提出で幕引きを図る市に対し、党市議団は、

報告書の矛盾と、新たな事実も示し、再調査を要求。事前通告のない立合調査が祝日（9月19日）に実施された結果、党市議団の指摘通り、あつてはならないごみ混合が発覚しました。

7月某日	「事業系ゴミを家庭ゴミの収集車両に積み替えてクリーンセンターに搬入している」市が情報把握
7月12日	市による受託業者（5社）へのヒアリング1回目…全社「積み替えを否定」
8月26日	市による受託業者（1社）へのヒアリング2回目…「前日に取り残したゴミ収集の要望を受け対応したもの」と回答
8月29日	受託業者から報告書提出
9月19日	市による受託業者（1社）への立入り調査
9月20日	前日に押収したゴミ（収集車4台に事業系ごみ12袋40 ^{kg} ）積載を確認の内容確認
9月30日	受託業者から顛末書提出
10月7日	市から受託業者へ立入り調査結果通知
10月14日	受託業者から改善計画書提出
10月21日	受託業者への立入り調査2回目
11月22日	H29年度以降、業務委託の入札
12月13日	受託業者への立入り調査3回目
12月28日	受託業者から改善計画に伴う中間報告書提出

ゴミ収集の不正疑惑の経緯。小田桐市議の調査と一般質問を通じてわかりました。

『ゴミは『適正処理・適正価格』が原則

ゴミの分別・収集・処理は各市よって異なりますが、法律上、ゴミ処理は『適正処理・適正価格』が原則。つまり経費削減を優先するあまり、不適正なゴミ処理にならないことが最も重要なのです。

したがって、分別された家庭系ゴミの中に事業系ゴミや産業廃棄物などが混合することは、ごみ分別の意味を否定するだけではなく、①ゴミ処理経費の増加、②分別されないごみを処理することによる



GW中のため、燃やすゴミと資源ゴミが同じ日に。しっかり分別された市内のゴミステーション